

松阪市文化センター吊り天井改修
に関する答申書

平成 29 年 12 月

松阪市文化センター吊り天井改修検討委員会

目次

1. はじめに.....	1
2. 松阪市文化センター吊り天井改修検討委員会について.....	2
(1) 諮問事項	2
(2) 委員会設置の目的.....	2
(3) 委員会の組織.....	2
(4) 委員会等開催状況と検討内容等.....	3
3. 松阪市文化センター吊り天井改修検討委員会について.....	4
(1) 吊り天井改修の必要性.....	4
(2) 特定天井について.....	4
(3) 特定天井の主な改修方法とホール機能についての検討.....	4
(4) 天井と建物を一体化(準構造化)及び 落下防止措置ネットの改修について.....	6
①2つの改修方法の比較	6
②天井の重量等による影響.....	7
③落下防止ネットの照明等への影響.....	7
4. 検討結果のまとめ.....	13
5. 資料.....	14
(1) 諮問書	14
(2) 松阪市文化センター吊り天井改修検討委員会設置要綱.....	15

1. はじめに

松阪市文化センター吊り天井改修検討委員会（以下「委員会」という）では、平成29年10月23日に、松阪市から松阪市文化センター吊り天井改修についての諮問を受け、市内の文化センターの4館の吊り天井内を現地確認し、文化センターの現状や特定天井の新基準と主な改修方法などを調査審議し、全3回の検討委員会を開催し、松阪市文化センター吊り天井改修についての検討を行ってきました。

本委員会の設立の背景としては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の際に多くの文化センターで吊り天井の落下事故が発生し、負傷者及び死者が出ました。それを受けて、地震時における天井脱落による被害を防止すべく、平成25年7月に建築基準法施行令の一部改正ならびに同年8月「天井脱落対策に係る一連の技術基準告示」が公布（平成26年4月1日から施行）されています。これらの技術基準に従って脱落防止対策を行うことが義務づけられました。市内の文化センター4館は施行前に建てられている為、基準の遡及適用はされませんが、松阪市は施設設置者及び管理者としての責任上、この平成26年4月1日より施行された基準に基づいた改修をし、利用者の安全を確保していく必要があります。こうした状況を踏まえ、今後の文化センター吊り天井改修に関する方針について下記の観点から検討を行いました。

1点目としては、改修方法についてホール機能を損なわないかについて、検討を行いました。国土交通省住宅局監修の天井の耐震改修事例集にある特定天井の7つの改修方法の中から、ホール機能、特に音響、照明の機能を大きく損なわない方法として、天井と建物を一体化する（準構造化）方法と落下防止措置ネットという2つの方法に限定し、更に詳細に検討していくことにしました。

2点目としては、改修方法の安全性と改修費用について4館を工事していくにあたり、その改修費用についてはなるべく安価な改修方法が望ましいと考えられます。上記の2つの方法の中でより安価に施工できる改修方法は落下防止措置のネットですが、天井の重量及び形状によっては、ネットの設置が困難な場合があることから、ネットの安全性の検討を行いました。また、落下防止措置のネットの場合、照明への影響も考えられることから、どのような影響が出るか検討を行いました。その他にも各文化センターの使用状況、施設マネジメントによる施設のあり方も参考に各文化センターにとってどの改修方法が良いかについても検討し、まだまだ全国的に吊り天井の改修事例は少なく、専門的な内容も多く難しい中、委員の方と苦慮しながら、議論を重ねてきました。今後、文化センターの吊り天井を改修することによって、多くの市民の方が安全に使用出来る施設となることで、市の文化の更なる振興に寄与することを望みます。

今回、答申書を作成するに当たっては、委員の方に様々なご意見・ご協力をいただいたことに心より感謝申し上げます。

松阪市文化センター吊り天井改修検討委員会
委員長 市之瀬敏勝